



鳥取県公報

令和4年4月28日(木)
号外第35号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **公安規則** 鳥取県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則(4)(捜査第二課)・・・・・・・・・・ 2

公安委員会規則

鳥取県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月28日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

鳥取県公安委員会規則第4号

鳥取県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県暴力団排除条例施行規則（平成23年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設）</p> <p>第2条 条例第13条第1項第11号に規定する公安委員会規則で定める施設は、社会教育調査規則（昭和35年文部省令第11号）第3条第11号に掲げる青少年教育施設とする。</p> <p>（調査の手続）</p> <p>第3条 条例第23条第1項又は第2項の規定による説明又は資料の提出の求めは、説明・資料提出要求書（様式第1号）により行うものとする。</p> <p>2 条例第23条第1項又は第2項の規定により説明又は資料の提出を求められた者（以下「調査対象者」という。）は、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときを除き、鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し、説明・資料提出要求書に定められた提出期限までに説明・資料提出書（様式第2号）を提出するものとする。</p> <p>3 公安委員会は、条例第23条第1項又は第2項の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出書の提出期限の日又は口頭による説明期日までに相当な期間をおくものとする。</p> <p>4 略</p> <p>（口頭による説明の聴取）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 口頭による説明を求められた調査対象者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、<u>日時等変更申出書</u>（様式第3号）により口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>3 略</p>	<p>（暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設）</p> <p>第2条 条例第13条第1項第9号に規定する公安委員会規則で定める施設は、社会教育調査規則（昭和35年文部省令第11号）第3条第11号に掲げる青少年教育施設とする。</p> <p>（調査の手続）</p> <p>第3条 条例第23条の規定による説明又は資料の提出の求めは、説明・資料提出要求書（様式第1号）により行うものとする。</p> <p>2 条例第23条の規定により説明又は資料の提出を求められた者（以下「調査対象者」という。）は、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときを除き、鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し、説明・資料提出要求書に定められた提出期限までに説明・資料提出書（様式第2号）を提出するものとする。</p> <p>3 公安委員会は、条例第23条の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出書の提出期限の日又は口頭による説明期日までに相当な期間をおくものとする。</p> <p>4 略</p> <p>（口頭による説明の聴取）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 口頭による説明を求められた調査対象者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、<u>口頭による説明日時等変更申出書</u>（様式第3号）により口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>3 略</p>

4 公安委員会は、前項の規定により説明の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で説明の日時若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を日時等決定通知書（様式第4号）により口頭による説明を求めた調査対象者に通知しなければならない。

（立入検査）

第4条の2 条例第23条第2項の規定による立入検査は、同項の規定による説明又は資料の提出によつてはその目的を達することができないときに行うものとする。

2 条例第23条第3項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第4号の2のとおりとする。

（口頭による意見の聴取）

第8条 略

2 口頭により意見を述べる機会を与えられた意見陳述者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、日時等変更申出書（様式第3号）により口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 略

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の聴取の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の聴取の日時若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を日時等決定通知書（様式第4号）により意見陳述者に通知しなければならない。

（代理人の選任等）

第9条 略

2 略

3 当事者は、代理人を選任したときは、代理人選任届出書（様式第8号）を公安委員会に提出しなければならない。

4 当事者は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（様式第9号）を公安委員会に提出しなければならない。

（中止命令の方法）

4 公安委員会は、前項の規定により説明の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で説明の日時若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を口頭による説明日時等決定通知書（様式第4号）により口頭による説明を求めた調査対象者に通知しなければならない。

（口頭による意見の聴取）

第8条 略

2 口頭により意見を述べる機会を与えられた意見陳述者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、口頭による意見の聴取日時等変更申出書（様式第8号）により口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 略

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の聴取の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の聴取の日時若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を口頭による意見の聴取日時等決定通知書（様式第9号）により意見陳述者に通知しなければならない。

（代理人の選任）

第9条 略

2 略

3 当事者は、代理人を選任したときは、代理人選任届出書（様式第10号）を公安委員会に提出しなければならない。

4 当事者は、第1項の規定により選任した代理人を解任したときは、代理人解任届出書（様式第11号）を公安委員会に提出しなければならない。

第10条 条例第14条の2の規定による命令は、中止命令書（様式第10号）により行うものとする。

（弁明の機会の付与）

第11条 条例第14条の2の規定による命令を行おうとする場合における鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号。以下「手続条例」という。）第28条第1項の弁明書には、提出をする者の氏名、住所、弁明の件名及び弁明に係る事案についての意見を記載しなければならない。

2 手続条例第29条の規定による通知は、弁明通知書（様式第11号）により行うものとする。

3 公安委員会は、手続条例第29条の提出期限までに手続条例第28条第1項の弁明書が提出されない場合又は手続条例第29条の出頭すべき日時に弁明者が出頭しない場合には、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

（口頭による弁明）

第12条 公安委員会は、弁明を口頭であることを認めるときは、その指名する警察職員に弁明を録取させるものとする。

2 前項の規定により弁明を録取する者（以下「弁明録取者」という。）は、弁明の日時の冒頭において、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を弁明者（手続条例第29条の規定による通知を受けた者（手続条例第30条において準用する手続条例第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）に対し説明しなければならない。

3 弁明録取者は、弁明者が口頭による弁明をしたときは、弁明調書（様式第12号）を作成しなければならない。

4 弁明録取者は、口頭による弁明の終結後速やかに、弁明調書を公安委員会に提出しなければならない。

（弁明に当たっての証拠書類等の提出等）

第13条 公安委員会は、手続条例第28条第2項の規定による証拠書類等の提出を受けたときは、提出物目録（様式第13号）を作成しなければならない。

2 弁明調書には、提出物目録を添付しなければならない。

3 公安委員会は、提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等を提出した者に交付しなければならない。

4 公安委員会は、提出を受けた証拠書類等がなくなつたときは、速やかにこれを提出した者に返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、還付請書（様式第14号）と引換えに行わなければならない。

(弁明の日時等の変更)

第14条 弁明者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、日時等変更申出書（様式第3号）により口頭による弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による弁明の日時又は場所を変更することができる。

3 公安委員会は、前項の規定により口頭による弁明の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第1項の規定による申出を受けた場合で口頭による弁明の日時若しくは場所の変更をしなかつたときは、速やかにその旨を日時等決定通知書（様式第4号）により弁明者に通知しなければならない。

(弁明の機会の付与における代理人の選任等)

第15条 手続条例第30条において準用する手続条例第16条第3項の規定による代理人の資格の証明は、代理人選任届出書（様式第8号）により行うものとする。

2 手続条例第30条において準用する手続条例第16条第4項の規定による届出は、代理人資格喪失届出書（様式第9号）により行うものとする。

(委任)

第16条 略

様式第2号（第3条関係）

説明・資料提出書

年 月 日

鳥取県公安委員会 様

住所

氏名

鳥取県暴力団排除条例施行規則（平成23年鳥取県公安委員会規則第5号）第3条第2項の規定により、次のとおり提出します。

(委任)

第10条 略

様式第2号（第3条関係）

説明・資料提出書

年 月 日

鳥取県公安委員会 様

住所

氏名

鳥取県暴力団排除条例施行規則第3条第2項の規定により、次のとおり提出します。

略

注 略

様式第5号（第5条関係）
 勸 告 書
 第 号
 年 月 日
 様
 鳥取県公安委員会 印
 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第24条の規定により、次のとおり勸告します。

略

この勸告を受けた者が正当な理由なく当該勸告に従わなかったときは、鳥取県暴力団排除条例第25条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

備考 略

様式第6号（第7条関係）
 （表面）
 意見の聴取通知書
 第 号
 年 月 日
 様
 鳥取県公安委員会 印
 次のとおり意見の聴取を行いますので、鳥取県暴力団排除条例施行規則（平成23年鳥取県公安委員会規則第5号）第7条第1項の規定により通知します。

略

意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

備考 略

（裏面）
 意見の聴取に際しての注意事項
 1～3 略
 4 口頭による意見の聴取が行われる場合であつて、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、鳥取県公安委員会に対し、所定の日時等変更申出書により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

5・6 略

略

注 略

様式第5号（第5条関係）
 勸 告 書
 第 号
 年 月 日
 様
 鳥取県公安委員会 印
 鳥取県暴力団排除条例第24条の規定により、次のとおり勸告します。

略

この勸告を受けた者が正当な理由なく当該勸告に従わなかったときは、鳥取県暴力団排除条例第25条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

備考 略

様式第6号（第7条関係）
 （表面）
 意見の聴取通知書
 第 号
 年 月 日
 様
 鳥取県公安委員会 印
 次のとおり意見の聴取を行いますので、鳥取県暴力団排除条例施行規則第7条第1項の規定により通知します。

略

意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

備考 略

（裏面）
 意見の聴取に際しての注意事項
 1～3 略
 4 口頭による意見の聴取が行われる場合であつて、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、鳥取県公安委員会に対し、所定の口頭による意見の聴取日時等変更申出書により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

5・6 略

<p>様式第7号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">申述書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県公安委員会 様</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>鳥取県暴力団排除条例施行規則（平成23年鳥取県公安委員会規則第5号）第7条第2項の規定により、次のとおり提出します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>注 略</p>	<p>様式第7号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">申述書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県公安委員会 様</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>鳥取県暴力団排除条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり提出します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>注 略</p>
---	---

第2条 鳥取県暴力団排除条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

（表）

説 明 ・ 資 料 提 出 要 求 書	
	第 号 年 月 日
様	
鳥取県公安委員会 印	
鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第23条第1項又は第2項の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。	
説 明 又 は 資 料 の 提 出 を 求 め る 理 由	
説 明 又 は 資 料 の 提 出 の 内 容	
【説明又は資料の提出の方法】	
<input type="checkbox"/> 資料の提出	
資料の提出期限	年 月 日
資料の提出先	
<input type="checkbox"/> 口頭による説明	
説 明 の 日 時	年 月 日 午 時 分から
説 明 場 所	
説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	

注1 印のある欄については、該当の□内にレ点を付すこと。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 鳥取県暴力団排除条例第23条第1項の規定により説明又は資料の提出を求められた場合で、正当な理由がなく説明又は資料の提出を拒んだときは、同条例第25条第1項の規定により、鳥取県公安委員会は、その旨を公表することがあります。
また、鳥取県暴力団排除条例第23条第2項の規定により説明又は資料の提出を求められた場合で、あなたが説明をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出したときは、同条例第27条第2項の規定により、20万円以下の罰金に処せられることがあるほか、資料提出の要求等の目的を達することができないときは、立入検査を実施することがあります。
- 2 説明又は資料の提出の方法について、「 資料の提出」欄にレ点が付してある場合は、説明・資料提出書を作成の上、期限までに提出してください。
- 3 「 口頭による説明」欄にレ点が付してある場合は、口頭による説明の聴取を行うものとし、この場合には、原則として説明・資料提出書の提出は必要ありません。ただし、口頭による説明の際に資料の提出を希望する場合は、説明・資料提出書に提出資料の内容を記載の上、説明の当日、資料とともに提出してください。
- 4 「 資料の提出」欄及び「 口頭による説明」欄の両方にレ点が付してある場合は、説明・資料提出書を作成の上、説明の当日、資料とともに提出してください。
- 5 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の場合は、出頭すべき日時に出頭しないとき）は、鳥取県公安委員会は、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱います。
- 6 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、鳥取県公安委員会に対し、日時等変更申出書により、説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 7 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、説明・資料提出要求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を鳥取県公安委員会に提出してください。
- 8 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明の日時に出頭する場合は、この説明・資料提出要求書を提出してください。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

様式第3号（第4条、第8条、第14条関係）

<p>日時等変更申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県公安委員会 様</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>鳥取県暴力団排除条例施行規則（平成23年鳥取県公安委員会規則第5号）に基づき、日時又は場所の変更について、次のとおり申し出ます。</p>			
種 別	<input type="checkbox"/> 口頭による説明の聴取（第4条第2項） <input type="checkbox"/> 口頭による意見の聴取（第8条第2項） <input type="checkbox"/> 口頭による弁明（第14条第1項）		
要 求 書 又 は 通 知 書 の 番 号 及 び 日 付	第 号 年 月 日		
変 更 申 出 事 項	変 更 前	日 時	年 月 日 時 分
		場 所	
	変 更 希 望	日 時	年 月 日 時 分
		場 所	
変 更 申 出 の 理 由			

- 注1 □印のある欄については、該当の□内にレ点を付すこと。
- 2 変更申出事項の欄は、変更を申し出る事項のみを記載する。
- 3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2（第4条の2関係）

(表)

	<p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>写 真</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> </div> </div> <p>上記の者は、鳥取県暴力団排除条例第23条第2項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県公安委員会 印</p>	<p>↑</p> <p>54.0</p> <p>↓</p>
<p>← 85.6 →</p>		

(裏)

鳥取県暴力団排除条例（抜粋）

（調査、立入検査等）

第23条（略）

2 公安委員会は、第14条第1項の規定に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反事実を明らかにするために必要な限度において、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に同項に規定する地域内の建物に立ち入り、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（第10章 罰則）

第27条（略）

2 第23条第2項の規定による説明若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

3（略）

注 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

様式第8号から様式第11号までを次のように改める。

様式第8号（第9条、第15条関係）

代理人選任届出書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div>	
鳥取県公安委員会 様 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">住 所</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">氏 名</div> 私は、鳥取県暴力団排除条例施行規則（平成23年鳥取県公安委員会規則第5号）に基づき、次の者を代理人として選任し、下記種別に関する一切の行為をすることを委任します。	
種 別	<input type="checkbox"/> 説明又は資料の提出（第9条第3項） <input type="checkbox"/> 意見の陳述（第9条第3項） <input type="checkbox"/> 弁明（第15条第1項）
要求書又は通知書の番号及び日付	第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	
届出人との関係	

注 □印のある欄については、該当の□内にレ点を付すこと。

様式第9号（第9条、第15条関係）

代 理 人 資 格 喪 失 届 出 書	
年 月 日	
鳥取県公安委員会 様	
住 所	
氏 名	
私の代理人は、下記種別に関する代理人の資格を失ったので、鳥取県暴力団排除条例施行規則（平成23年鳥取県公安委員会規則第5号）に基づき、届け出ます。	
種 別	<input type="checkbox"/> 説明又は資料の提出（第9条第4項） <input type="checkbox"/> 意見の陳述（第9条第4項） <input type="checkbox"/> 弁明（第15条第2項）
要 求 書 又 は 通 知 書 の 番 号 及 び 日 付	第 号 年 月 日
代 理 人 の 住 所	
代 理 人 の 氏 名	
資 格 喪 失 の 理 由	

注 □印のある欄については、該当の□内にレ点を付すこと。

様式第10号（第10条関係）

（表）

第 号		
年 月 日		
中 止 命 令 書		
様		
鳥取県公安委員会 印		
命 令 を 受 け る 者	本（国）籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	命令に係る暴力団 事務所の所在地	
上記の者に対し、鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第14条の2の規定により、下記のとおり命令します。		
記		
命 令 の 内 容		
命 令 を す る 理 由		
審査請求及び取消訴訟の教示は、裏面のとおりです。		

(裏)

審査請求及び取消訴訟の教示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥取県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として提起することができます。この場合において、鳥取県を代表する者は鳥取県公安委員会となります（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- 3 1の審査請求をした場合におけるこの処分の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第11号（第11条関係）

（表）

	第	号
	年	月
		日
弁 明 通 知 書		
様		
鳥取県公安委員会 印		
<p>あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を、下記のとおり行いますので、同条例第29条の規定により通知します。</p>		
記		
弁 明 の 件 名		
予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容		
不 利 益 処 分 の 根 拠 と なる 条 例 の 条 項		
不 利 益 処 分 の 原 因 と なる 事 実		
弁 明 書 の 提 出 先		
弁 明 書 の 提 出 期 限		
摘 要		
<p>弁明の機会の付与に際しての留意事項は、裏面のとおりです。</p>		

備考1 口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、摘要欄にその旨並びに日時及び場所を記載すること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
なお、口頭による弁明の機会の付与されているときは、弁明書の提出は必要ありません。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 提出期限までに弁明書の提出がないとき（口頭による弁明の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、鳥取県公安委員会は、弁明がなかったものとして取り扱います。
- 4 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときは、鳥取県公安委員会に対し、日時等変更申出書により、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、代理人の氏名、住所及び当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を鳥取県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が口頭による弁明の期日に出頭する場合には、この弁明通知書を持参してください。

様式第11号の次に次の3様式を加える。

様式第12号（第12条関係）

弁 明 調 書	
年 月 日	
職 名	
氏 名	
弁 明 の 件 名	
弁 明 の 日 時	
弁 明 の 場 所	
弁明者の住所及び氏名 (代理人の住所及び氏名)	
弁 明 の 要 旨	
そ の 他 の 参 考 と な る べ き 事 項	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第13号（第13条関係）

提 出 物 目 録			
弁 明 の 件 名			
提 出 者	住 所		
	氏 名		
提 出 を 受 け た 年 月 日			
目 録			
番 号	標 目	数 量	摘 要
取 扱 者	職 名 氏 名		

様式第14号（第13条関係）

還 付 請 書			
年 月 日			
鳥取県公安委員会 様			
住 所			
氏 名			
下記目録の証拠書類等の還付を受け、領収しました。			
記			
目 録			
番 号	標 目	数 量	摘 要
取 扱 者	職 名 氏 名		

備考 目録欄は、取扱者が記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する書類で、改正前の鳥取県暴力団排除条例施行規則の定めるところにより作成されているものは、改正後の鳥取県暴力団排除条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。